

平成 28 年度第 1 回横須賀市総合教育会議議事録

1 開会の日時

平成28年 7月 8日 (金) 午前 9時30分

2 出席委員

吉 田 雄 人	市長
荒 川 由美子	教育委員会委員長
三 浦 淳太郎	教育委員会委員長職務代理者
森 武 洋	教育委員会委員
小 柳 茂 秀	教育委員会委員
青 木 克 明	教育委員会委員 (教育長)

3 傍聴人 21名

4 議題及び議事の大要

(1) 中学校の昼食のあり方について

○開会 (教育総務部長)

○議事 (1) 中学校の昼食のあり方について

(吉田市長)

それでは、次第の 2 から進行をさせていただきます。「中学校の昼食のあり方について」を議題とします。

教育委員会で検討した結果について、説明をお願いします。

(荒川教育委員会委員長)

それでは、私たち教育委員が検討を行い、先日の教育委員会 6 月定例会で議決しました「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画について」ご説明させていただきます。

冊子になっています「中学校の昼食のあり方について」の表紙を 1 枚おめくりいただき、「はじめに」の部分で、これまでの経緯についてご説明いたし

ます。

現在、本市の中学校では、ミルク給食を実施していますが、昼食についてはご家庭からの弁当持参が原則で、弁当を持参できない場合は、当日、学校でスクールランチとして、パンや弁当の注文ができます。

ご家庭から持参する弁当は、食物アレルギー対応を含め生徒ごとに量や内容を調整できるなどの良い点があり、制度としても定着していますが、毎日弁当を作ることに負担感を持つ保護者の方が多いこと、また生徒によっては、昼食内容に栄養面で不安があることから、中学校での完全給食の実施につきまして、保護者を中心とした市民の方々や市議会から、これまで多くのご意見ご要望をいたしました。

そのような状況から、教育委員会では、平成25年度、26年度と、教育委員会の管理栄養士がメニューを考え、栄養バランスに配慮した内容の弁当を各学校の弁当事業者が提供するという試行を3回行いましたが、その結果、事業者の確保や価格などについて課題があり、この取り組みを全校で実施することは難しいと判断いたしました。

また、平成27年度には、「中学校の昼食（給食等）に関するアンケート」を実施し、現在の中学校の昼食における課題や生徒、保護者、教職員、市民の皆さまがどのようなお考えをお持ちなのか調査を行い、結果を検証しました。

それらを踏まえた上で、私たち教育委員は検討会を開催し、議論を重ねるとともに、他都市への視察も行い、そこで見聞きしたことも考慮に入れて、中学校の昼食のあり方について検討を進め、この度、望ましい昼食のあり方に関する考え方をまとめ、その実現に向けた基本方針と行動計画を定めました。

この冊子の8ページ以降に、検討してきた内容や関係資料を掲載してありますが、その項目といたしましては、

- ・スクールランチ充実事業の試行結果の検証
- ・アンケート調査結果の検証
- ・関係法令等の確認
- ・完全給食を実施した場合の全員喫食と選択制との比較
- ・食缶による提供と弁当箱による提供の比較
- ・完全給食を実施した場合の学校における課題
- ・食育の推進体制

などについて検討を行ってまいりました。

ページをおめくりいただき、1ページをお開きください。

こうした検討の結果、私たちは、望ましい昼食のあり方について、

- ・生徒が適切な栄養を摂取できる
- ・昼食を「生きた教材」として活用し、学校における食育を推進できる

・生徒が楽しく食事をすることができる
の3点にまとめました。

そして、基本方針として、
「望ましい昼食のあり方の実現に向けて、全員喫食による完全給食を実施する」ことを定めるとともに、この基本方針に沿って取り組むべき7つの行動計画を定めました。

詳細につきましては、2ページ以降でお話しさせていただきます。
ページをおめくりいただき、2ページをお開きください。

まず、望ましい昼食のあり方1、「生徒が適切な栄養を摂取できる」につきましては、「中学校の昼食（給食等）に関するアンケート」の結果から、昼食を用意できない生徒や毎日弁当注文やパン注文をしている生徒がいるなど、昼食における必要な栄養摂取に課題がある生徒がいる状況を踏まえ、全員喫食による完全給食を実施して、生徒が栄養バランスに配慮した昼食の提供を受けることができるようになることが必要であると考えました。

なお、補足にありますように、栄養バランスに配慮した昼食を提供しても、偏食による食べ残しなどがあつては、適切な栄養を摂取できないため、温かくおいしい給食を提供するとともに、併せて食育を充実させることが重要であると捉えています。

3ページをご覧ください。

次に、望ましい昼食のあり方2、「昼食を「生きた教材」として活用し、学校における食育を推進できる」についてですが、現在、本市では中学校にも食育担当者を配置し、小学校の栄養教諭、学校栄養職員や食育担当者と連携して食育に取り組んでいますが、生徒ごとに昼食の内容が異なるため、昼食を食育の教材として活用する事が難しい状況にあります。

そのため全員喫食による完全給食を実施して、同じ献立で提供される給食を活用することで、毎日の給食の時間をはじめ関連教科等において、食育を充実させることができるようにすることが重要であると捉えました。

ページをおめくりいただき、4ページをお開きください。

望ましい昼食のあり方3、「生徒が楽しく食事をすることができる」につきましては、ご家庭から持参する弁当やスクールランチなど、生徒によって昼食の用意の仕方が異なっており、食事の内容が大きく違う場合や、昼食を用意できない場合もあるという課題を受け、全員喫食による完全給食を実施することで、同じ食事をきっかけに会話が弾むことや、体験学習などを通じて食への関心が高まることで、生徒が楽しく食事をすることができるようにしたいと考えたものです。

5ページをご覧ください。

基本方針に沿った行動計画についてご説明いたします。

まず、行動計画1「安全・安心な給食を提供する」についてですが、安全・安心な給食を提供することは、学校において食育を行う上での基本となるため、学校給食衛生管理基準に基づいて、施設・設備の整備を行うことと併せて、教職員に対して研修等を行い、衛生管理を徹底すること、また食物アレルギーを有する生徒への対応については、事故を起こさない提供体制を整える、としました。

次に、行動計画2「温かく、おいしい給食を提供する」についてですが、適切な栄養を摂取するためには、生徒の偏食をなくすことが必要で、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、おいしい給食を提供することが望まれるため、食缶により適温で提供するとともに、献立を充実させ、残食が少なくなるよう努める、としました。

次に、行動計画3「生徒の昼食時間を確保する」についてですが、現在、中学校の食事時間が短いことは課題となっているので、準備・片付けの時間を含めて昼食時間の確保に努めるとともに、準備・片付けの時間を短縮するための方策についても検討する、としました。

次に、行動計画4「栄養教諭や学校栄養職員を効果的に配置する」についてですが、現在、中学校には栄養教諭や学校栄養職員が配置されていないため、完全給食の実施にあたっては、専門的な知識・技能を有する職員を効果的に配置し、家庭科教諭や学級担任、養護教諭等と連携を図ることで、食に関する指導の推進体制を充実させる、としました。

ページをおめくりいただき、6ページをお開きください。

行動計画5「小・中学校間で一貫した食に関する指導を行う」についてです。中学校においても、給食を活用した指導が実施できるようになるため、小中一貫教育により、9年間を見通した食に関する指導を行う、としました。

次に、行動計画6「生徒の食への関心を高める取り組みを充実させる」についてですが、体験学習の充実や給食献立の募集などを行い、生徒が主体的に食に関わることができるよう工夫する。また、農業などの食に関する産業や地域の食文化などへの理解を深められるよう、地産地消の推進を図る、としました。

次に、行動計画7「教職員の負担軽減策を講じる」についてですが、完全給食の実施に伴って、学校現場では、給食指導などの新たな業務が生じるほか、給食費の未納への対応などについて負担が増えると予想されますので、これらの増加する負担を少しでも軽減させるため、給食費を公会計化して徴収事務を市が行うとともに、栄養教諭や学校栄養職員の配置を併せて検討する、としました。

7ページをご覧ください。

今回、中学校の昼食のあり方について私たちが検討してきた中で、今後、食育を充実させるために必要となる家庭との連携についてと、今後の検討にあたっての留意事項についても、議論しましたので、別項目として整理しました。

まず、「II 家庭との連携」についてです。

子どもたちの食をめぐる環境は、朝食欠食や食生活の乱れなど、多くの課題を抱えている状況であり、完全給食を実施することで学校での食育は推進できますが、そこで学んだ望ましい食習慣を定着させるためには、ご家庭の協力が不可欠であると考えています。家庭と連携して食育に取り組むためにも、給食や学校における食育に関する情報を発信し、保護者向けの講演会などを開催する、としました。

最後に「III 今後の検討にあたっての留意事項」についてです。

本日の総合教育会議で協議した結果、全員喫食による完全給食を実施することになった場合には、今後、実施方式や開始時期などの検討を進めることになりますが、その際には、ご説明してまいりました、望ましい昼食のあり方を目指すことに加えて、

- ・小・中学校の建て替えや改修などの施設計画を含めた長期的な観点を持つこと
 - ・既存の教育活動への影響について配慮すること
- の2点を留意事項としました。

以上で、教育委員会として定めました、「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画について」のご説明とさせていただきます。

(吉田市長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関して、教育委員の皆様から、ご意見や補足などございますでしょうか。

(三浦教育委員会委員)

それでは、最初にお話をさせていただきます。三浦と申します。

まず、私は栄養のバランスのいい食事を提供するということがあります、非常に大切だと思っています。特に中学生というのは、大人になるときの体をつくる一番大事な時期です。まず、皆さんのが栄養のバランスのよい昼食をとることによって、ご家庭でもそういうことができる、将来的にもできるようになっていただくというのが非常に大事なことだと考えております。

2つ目は、アレルギー及び食中毒、安全安心ですね、こういう点ですけれ

ども、給食は小学校ではもう既に行われていますので、小学校では特にアレルギー対策、食中毒はもちろんすけれども、アレルギー対策もかなり、現場の先生方もよく理解されていると思います。

中学では、まだ今までそういうことがなかったものですから、ご家庭のお弁当だけで対策がとられていますので、実際に給食を実施するに当たっては、十分なそういう現場の先生方も含めまして、事前の準備やそういう研修が必要だと考えております。

3つ目は、残食、食べ残しを減らすということなんすけれども、見学に行きました足立区では、学校給食の残食がごみのかなりのウェートを占めている。区全体のごみのかなりの部分を占めている。横須賀市もごみの減量は、非常に考えなければいけない現実的な問題ですので、中学校の給食を始めるに当たっては、やはり残食ができるだけ減らすという工夫が必要だと思います。

限られた予算の中で、おいしい給食を提供するということは、上から目線だけでは全くうまくいきません。いかないと思います。やはり大事なのは、現場の方々の創意工夫とそのつながり、連携が大切だと考えております。

以上です。

(吉田市長)

ありがとうございました。

森武委員、お願いします。

(森武教育委員会委員)

それでは、森武から続いてお話をさせていただきたいと思います。

中学校の完全給食を求める市民の方、要望がたくさんございましたけれどその方たちからいたしますと、横須賀市も決して素早い対応ではなかったのかかもしれないというふうに、私としては考えております。

ただ、検討が始まるのは遅かったかもしれませんけれども、その分検討に関しては、いろいろなことができたのではないかというふうに考えております。

一部の地域で実施されている完全給食を、全員喫食ではなくて選択制にするという地域も実際ございましたけれども、仮に選択制で、例えばデリバリー弁当のようなものを実施すれば、確かに決定をしてから、実施に至るまでの期間というのは短いとか、あるいは、注文率が例えば半分ぐらいであれば、市が負担するお金が少ないとかという、実際的な状況があるのではないかと思うんですけども、ただ学校給食法における学校給食の目的である適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることとか、あるいは、日常生活における食事につ

いて正しい理解を深め、健康な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食生活を養うことという、このあたりの目的を実施するためには、やはり選択制での実現は困難であり、全員喫食の給食をすべきであるという検討結果、特に今回の教育委員会の方針といたしました基本方針に全員喫食というのを盛り込んだのは、非常に私としてはよかったですのではないかと思っています。

あともう一点、お話しさせていただきたいのが、昼食時間の確保についてです。こちらは行動計画の3番目のところで、生徒の昼食時間を確保するという形で書かれていますけれども、こちらのほう、食べる時間というふうに書かれていますけれども、大変重要な問題であるというふうに認識しております。

私も子どもがおりまして、子どもが中学生時代には、やはり弁当を食べる時間、今は弁当ですけれども、弁当を食べる時間がやはり短いということで、昼食時間内に弁当を食べられる量に調節して持っていく生徒が多いというふうに聞いておりました。

仮に、中学校で完全給食を実施するということが決まって、実施された場合、横須賀市の目的の中では生徒が楽しく食事ができることと書かれていますけれども、時間が短くて、あるいはこの時間内で全ての量をしっかり食べないといけないという、ある意味楽しい時間というより義務的な時間になってしまいますと、楽しいせっかくの時間が憂鬱な時間になってしまうと。そうなってしまっては、今回の完全給食を実施する目的である学校給食の目的にも合致しないのではないかということで、最低でも生徒が余裕を持って昼食をとれる時間を確保することは、大変重要なことだと思っています。

ただ一方で、学校の現場におかれましては、現状は過密な日課の中で教育活動を実施されていて、なかなか理想はそうだけれども、実際給食時間というのは、別に学校の先生方が短くしようと思っているというよりも、必然的に短くなっているのだというのが、現実だと思います。

少し給食の話からそれるのですけれども、先月あたりに文部科学省が教員負担軽減という観点からかもしれませんけれども、部活に休養日を設けて、しっかりと生徒も先生も部活動、あるいは活動をされるときはしっかりとやって、休むときはしっかりと休むという方針が掲げられてきて、今後、多分そういうことが具体的に検討されるというふうにお伺いしております。

これは、教員の観点からだけではなくて、生徒の観点からも非常に重要なことだと思います。横須賀でも部活は、特に運動系の部活は非常に熱心にやられている方が多いので、ほぼ一年中休みなく、長期休暇もほとんど休みなく活動されて、一生懸命やられているという部活をよく目にします。それで成果を上げられているということは、非常に大事なことではあるんですけれど

ども、ただ、そういう考え方だけではなくて、休むときは休むという期間をしっかり設けた中で、逆にやるときはしっかりやるということで、オンとオフというか、メリハリをつけてやるというのが、1年の生活の中でも重要なと考えております。

その中で考えますと、1日の学校生活の中でも同じでありまして、当然、学習時間である勉強の時間に関しては、全力で学習すると。ただ、休憩時間はしっかりと休んでリフレッシュする。その中で給食の時間というのは、休み時間でなく、学級指導の位置づけということで、教育活動の一環でありますけれども、ただ、普通の勉強の時間とは違う、もう少し余裕を持った中で食事を楽しみながら教育ができるせっかくの機会だと思いますので、今までの日課が厳しいことはもちろん理解しているのですけれども、今後、完全給食がなされることが決定された後に、具体的に日課を変えていかないといけないと思うのですけれども、その日課の検討の際には、思い切って一から日課を見直すような考え方を持っていただいて、学校現場の意見を上げていただいて、その中で生徒がゆっくり、余裕を持って昼食時間をとれるように、時間設定をぜひ、していければなというふうに考えております。

以上でございます。

(吉田市長)

ありがとうございました。

それでは、小柳委員お願いします。

(小柳委員)

それでは、小柳から発言させていただきます。

今回の学校給食の検討に当たりましては、アンケートの結果というものがまず、大切であったことは間違いないと思います。保護者の方々のご意見、生徒のご意見、そういうものを踏まえて検討させていただきました。

ただ、我々教育委員としては、より教育的な観点から、すなわち生徒の健康管理とか、それからいわゆる食育ですね。例えば食を選択する能力、生きていくこと、そういうものの力をつけるといった食育の観点から、どういった給食が望ましいかということを検討してまいりました。

その中で、今回の資料には記載されてはいませんが、いわゆる食缶と弁当の2種類の給食のどちらがよいかという点も含めて、今度2種類の給食を実施している中学校の給食を実際に視察して、我々も食べて、我々というか教育委員と職員の方々と一緒にやって食べて、そこの学校の関係者の方々からご意見を伺って、そして生徒からも話を聞いて、その上で、食缶という選択

をさせていただきました。

そして、基本方針を定めるに当たっては、単に教育的観点のみならず、やはり楽しい食事というのを目指したいというふうに、教育委員は考えました。そして、楽しい給食、食事、そういったものの関心を高める取り組みとしては、例えば稲作体験とか、献立コンクールとか、そういうものを取り込んでいくのもよろしいのかなというふうに、私は考えております。

その結果、こういった検討を踏まえて、今回ちょっと手前みそではございますけれども、大変すばらしい給食のあり方についてというものが、教育委員の方々の力によって、まとまっていったというふうに考えております。

ただ、この高い理想を実現するためには、これは現場の理解がないと絵に描いた餅になってしまいます。アンケート調査の結果、学校の先生方は、あまり今回の給食の導入に関しては関心が薄いのではないかというふうに、危惧いたしております。でも、学校の先生方は本当に生徒のことを考えていらっしゃる方々ですから、この給食が生徒のためになるということをご理解いただければ、必ず協力いただけるというふうに考えております。

そのためにも、我々がこれからしなくてはならないことは、現場の先生方にきちんと、我々の考え方をお伝えすることだというふうに思っております。

(吉田市長)

ありがとうございました。

それでは、教育長からお願ひいたします。

(青木教育委員会教育長)

私からは事務をお預かりさせていただいている教育長という立場も含めて、実感も込めて、お話をさせていただきたいと思います。

中学校における望ましい昼食のあり方につきましては、私の就任以前の平成25年請願第2号で、常に市民ニーズの把握、あわせて財政面での負担を考慮しながら積極的な検討を行うよう、議会からの附帯意見を受けておりました。

また既に、スクールランチの充実に向けた第1回目の試行も行われておりました。就任後の平成26年第2回定例会で前述しました附帯意見に応えるべく、4つの方式ごとの初期費用、ランニングコストの概算を報告させていただきました。

また、その後スクールランチの施行につきましても、第2回目は10日間、第3回目は14日間行われ、その都度アンケートも行ってまいりました。平成26年第4回定例会の請願第7号、中学校完全給食を求める請願の所見で、広

く市民の皆様から意見を伺うことを検討する旨述べました。これに基づき、平成27年度に市民アンケートを実施したわけでございます。

この間、私が常に意識をしていましたのは、生徒たちの意向を第一とすることありますし、現在の教育課程、日課に及ぼす影響でありますことは、課せられた職責からあるべき姿勢だと思っております。

一方、アンケートからも、またさまざまな報道等を通して、昼食を用意できない生徒の存在や、貧困による格差の拡大等を論議すべき課題であることも認識をいたしました。

また、それぞれの委員がさまざまな観点、さまざまな立場から意見を述べ合う中で、みんなで同じものを食べることで学校現場において、生きた教材として食育の推進ができるここと、さらには、食事の楽しさを感じることの重要性も認識をしてまいりました。

お約束した期限までに教育委員会としての望ましい中学校における給食のあり方をまとめ上げることができました。本日、この総合教育会議で協議の結果、全員喫食による完全給食を実施する方向性が決まりましたら、今後実施に向けて取り組んでいくことになりますが、給食施設の整備に当たりましては、土地や建物などに関する法的な規制も含めクリアしなくてはならない多くの課題がありますので、他都市の事例を見ましても、方針の決定から給食開始までには、それなりの年数を要しているのが現状でございます。

教育委員会事務局といたしましては、府内関係部局と綿密な連携を図りながら、全員喫食による完全給食の実現に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

(吉田市長)

ありがとうございました。

(荒川教育委員会委員長)

私からはまず1ページから7ページまでの中に、私たち5人の委員が考えていることや話し合われたことなどがしっかりと含まれていることに、事務局の皆さんに感謝しています。

昨年行われたアンケートからは、中学生の6割以上が今のままの昼食が高いと考え、家庭からのお弁当持参を肯定しているということが見えてきました。それについては、保護者の方々の努力が報われたように思ったのですが、一方で、保護者の方からは完全給食への要望が高いということ、さらに昼食を用意できない生徒の実態を憂慮すべきと考えました。そして現在、小学校

では給食費は公的扶助の対象になっているのですが、中学校の昼食については対象となっていません。全員喫食にすることで、公的扶助の対象になるということも、私の中では大きな要因となりました。

今後、施設設備のことや昼食時間を確保するために日課表の変更、アレルギーの問題など、さまざまな課題が出てくると思われます。各中学校と十分に話し合いながら進めていくことが大切だと思います。そういうときに、小中一貫教育を今やっているわけですから、小学校とまた連携した話し合いなどの中から解決の糸口も出てくるのではないかというふうにも考えております。

私は、横須賀の子どもたちにとって、中学校での昼食時間が小学校と同じように皆で同じものを食べて、語り合える楽しい時間になることを願っています。

以上です。

(吉田市長)

ありがとうございました。

教育委員の皆さんのが、中学校の昼食のあり方について多くの時間を割いていただき、子どもたちにとっての昼食の大切さ、特に食育という視点に重きを置いて、真剣に議論を重ねてこられたことに、私としましてもしっかりと前向きに受けとめたいと感じました。

せっかくの機会なので、私からもこれまでに私自身が考えてきたことを少し思いの部分も含めて申し述べさせていただきたいと思います。

私の市長の2期目の任期が始まった3年前の時点では、市の厳しい財政状況というものを考慮して、スクールランチの充実で給食のニーズに応えていこうと考えております。これまでも教育委員会と協力しながら、試行という形で3回ほど取り組んできました。しかしながら、この試行の結果では、注文率が期待していたほど伸びなかつたということ、そういった中で、このスクールランチの充実では給食ニーズに応えるのは難しいという考えを持つに至りました。

その間にも、保護者の方、市民の皆さん、また青木教育長からもありましたが、市議会からも中学校で完全給食を実施してほしい、実施するべきだといったご意見、要望をたくさんいただいてまいりました。

また、教育委員会が昨年実施したアンケートの結果から、毎日お弁当をつくることに対して、保護者の方が非常に大きな負担感を持っているということを改めて認識いたしました。

こうしたアンケートの結果や市議会を始めとする市民の皆さん、そして保

護者の皆さんからのご意見やご要望を踏まえて、中学校給食を完全給食という形で導入することは、生徒の心身の健全な育成、そして食育の推進、そういうことに加えて、子育て世代の負担の軽減や満足度の向上につながる政策であると、さらには今後、子育て世代を呼び込むことにもつながるという点で優先度の高い事業であると、そのような考えを持つようになりました。

今年の2月の施政方針で、「中学校における完全給食の実現に向けた検討を始めなければならない時期にきている」、と述べさせていただきましたが、私としても、全員喫食による完全給食を実施したいと考えていますので、本日、横須賀市としての方針として決定していきたいという思いでいます。

私も少し申し上げさせていただきましたが、何かほかに委員の皆さんからご意見やあるいはご質問を含めてありましたらお願いします。

(吉田市長)

それでは、ほかにご意見などないようですので、教育委員会と私の考へている中学校の昼食のあり方に関する方向性は一致していると思いますので、教育委員の皆さんがあなたが検討してきた基本方針と行動計画を本日のこの総合教育会議の場で、横須賀市としての基本方針、そして行動計画として位置づけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各教育委員会委員)

－異議なし－

(吉田市長)

ありがとうございます。

それでは、本市では中学校において、全員喫食による完全給食を実施することを基本方針とし、この方針のもと、7項目の行動計画に取り組んでいくことを決定いたします。

なお、市の方針として決定しましたので、今後は完全給食の実施に向けて、具体的な実施方式や運営方法など、詳細な検討をすることになります。市長の事務部局が教育委員会と緊密に連携をして、市として一体となって取り組まなければなりません。

私からも、関係部局長にその旨指示を出してまいりますので、教育委員会としても、そのための体制整備の指示をお願いいたします。横須賀の子どもたちのために、ぜひ一緒に力を合わせて取り組んでいきましょう。

続きまして、次第の3、意見交換に入っていきたいと思います。

まず1つ目として、総合教育会議の開催の時期についてですが、こちらは、

現在開催時期については、特に定めていません。しかしながら、平成27年度、昨年度の会議の中でも、私から少し総合教育会議で議論したいテーマの頭出しをさせていただきました。そのような点を加味しますと、今後は各年度2回の開催をして、時期を上半期、下半期、それぞれ1回ずつ開催していきたいと考えています。また必要に応じて、随時の開催という形で開催していきたいと思っています。何かご意見ございましたらお願ひします。よろしいですか。

(各教育委員会委員)

－異議なし－

(吉田市長)

それでは、特にご異議等ないようですので、今後、総合教育会議は、年度に2回行うこととして、随時の開催は必要に応じて、今年度は下半期にもう一度開催をさせていただくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは続いて、2つのスポーツに関する事務と美術館の所管をテーマとしてお話をさせていただきたいと思います。

こちらは、私から少し発言をさせていただきたいと思っています。

まず、これまで教育委員会の中で、豊かなスポーツライフというものの実現のために、学校体育、そして社会体育の推進にご尽力いただいてまいりました。美術館につきましても、来年度開館10周年を迎えることになりますが、開館以来、すぐれた企画展を開催して、市民の皆さんのが芸術文化に親しむ機会の充実を図りながら、学校と連携した教育普及活動にも努めていただいてきたということに、改めて敬意とお礼を申し上げたいと思っています。

まず、スポーツに関する事務についてですが、国では、昨年10月にスポーツ庁というものを設置して、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化や施設整備、それに超高齢社会を見据えた健康増進、これらをスポーツ行政で一元的に行うということで、スポーツ庁という組織を整備いたしました。

また、神奈川県においても、今年度から新たに知事部局にスポーツ局を設置して、学校体育を除く教育委員会所管のスポーツ行政のほかに、高齢者のスポーツや障害のある方のスポーツ、あとラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックといったスポーツ関連施策等を集約して、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進しているところです。

翻って本市では、現在、教育委員会の中で、学校体育や社会体育の振興を図っていただいているが、そのほかにも市長部局で、健康部では生涯現役

社会の実現を目的として、ラジオ体操やウォーキングイベントなど、市民の健康づくりに取り組んでいるところです。

また、政策推進部では、ナショナルトレーニングセンター、こちらの拡充施設の誘致やウインドサーフィンのワールドカップの誘致、また横浜D e N Aベイスターズの総合練習場の移転、そのような大きなプロジェクトが進められていますし、スポーツを活用した観光振興、あるいは地域振興、そのような点を考えて、スポーツの持つ意義、スポーツがもたらす効果を幅広く捉えて活動しています。そういう意味では、まちづくりの視点という観点からも、ぜひ市を挙げてスポーツの振興に取り組んでいきたいと考えています。

そして、ご案内のことかと思いますけれども、平成19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、文化・スポーツの事務を首長が、横須賀で言えば市長が担当できることになりました。現在、スポーツに関する事務については、教育委員会の所管となっていますけれども、今後は、先ほど申し上げたように市を挙げて、まちづくりの視点からスポーツの振興を取り組んでいきたいと、そのような思いがございますので、市長部局において、学校体育を除く政策を一元的に実施することについて、ぜひご検討をお願いしたい、具体的な検討をお願いしたいと思っています。

そして、もう一つ美術館の所管についてですが、数年来、市長部局への移管について検討を重ねていただきてきました。平成26年の秋には、社会教育委員会議の答申を踏まえて、教育委員会でも大変熱心なご議論をいただいて、その時点では美術館の市長部局への移管については行わずに、引き続き慎重に検討を行っていただいているということだと思います。

現在は、庁内のプロジェクトチームを中心に、魅力ある展覧会の開催や教育普及活動の充実、地域文化の振興に係る取り組みなどについて検討を行っていると聞いていますので、今後どのような事業運営の仕方がよいのかということをぜひ議論させていただいたうえで、より効果的、効率的に運営するための所管については、改めて検討させていただきたいと思っています。

今後、この総合教育会議の場で、そのような美術館のあり方についても議論させていただきたいと思いますので、ぜひこれからもよろしくお願ひいたします。

それでは、配付しています関係資料を事務局から説明をしますので、今日の議論を深めさせてもらいたいなと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

(教育総務部総務課長)

それでは、意見交換（2）の関係資料について説明をいたします。

資料は2から5までで、主な内容は、関係法令についてと他都市の状況についてでございます。

資料2から5まで続けて説明をさせていただきます。

初めに、資料2「スポーツに関する事務と美術館の所管について（関係法令）」でございますが、ここで改めて関係法令について説明させていただきます。

資料2は、教育に関する教育委員会と地方公共団体の長、それぞれの職務権限や職務権限の特例等の規定について、関係法令から抜粋したものでございます。

資料2、1ページの1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、都道府県や市町村における教育行政を規定している法律ですが、第21条（教育委員会の職務権限）では、学校や図書館などの教育機関に関する事務、事務局や教育機関の職員の人事に関する事務、学校の学習指導、生徒指導などの事務、学校給食に関する事務、社会教育に関する事務、スポーツに関する事務など、教育委員会が所管する具体的な事務が示されております。

資料2の2ページをお開きください。

第22条（長の職務権限）では、大学、幼保連携型認定こども園、私立学校に関する事務、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約及び予算執行など、地方公共団体の長が所管する具体的な事務が示されております。

第23条（職務権限の特例）は、ただいま説明いたしました第21条、22条の職務権限の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、1、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）、2、文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）に関する事務のいずれかまたは全てを管理、執行することができるとする職務権限の特例について規定する条文です。これに基づき、条例により地方公共団体の長が担当することを選択できるようになっております。

第2項では、条例制定または改廃前の議会による教育委員会への意見聴取について規定しています。

なお、この職務権限の特例は、平成19年の法改正の際、新たに設けられた条文で、平成20年4月1日に施行されたものでございます。

第4章は、教育機関に関する章ですが、第30条（教育機関の設置）は、地方公共団体は、法令に基づき学校、図書館、博物館等の教育機関を設置することができることを、そして32条（教育機関の所管）では、地方公共団体の長と教育委員会、それぞれが所管する教育機関について規定するとともに、ただし書き以下では、第23条第1項の職務権限の特例による条例の定めるところにより、地方公共団体の長が管理、執行することとされた事務に係る教

育機関は、地方公共団体の長が所管するとしています。

3ページをご覧ください。

2、地方自治法ですが、第180条の7は、事務委任、補助執行について規定する条文でございます。

教育委員会等の普通地方公共団体の委員会は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の長と協議して、長の補助機関である職員に委任し、もしくは補助執行させることができるとされています。

資料2の説明は以上でございます。

次に、資料3「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」について説明いたします。

この通知は、先ほど資料2で説明いたしました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条（職務権限の特例）が新たに設けられた平成19年に文部科学省から全国の教育委員会、あるいは地方自治体に向けて出された通知で、法改正に伴う留意事項などが記載されております。

第1、法改正の概要は記載のとおりです。

第2、留意事項の3、教育における地方分権の推進、（3）スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化ですが、1では、今回の改正は、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができるようとする趣旨から行うものであることと、法改正により職務権限の特例を設けた主旨が述べられております。

2は、スポーツまたは文化に関する事務の一部については、法改正後も引き続き地方自治法第180条7の規定により、教育委員会は、地方公共団体の長の補助機関である職員等にその事務を委任し、あるいは補助執行させることができます。

資料3の説明は以上でございます。

次に、資料4、5は他都市の状況についての調査資料です。

まず、資料4「スポーツの所管に関する他都市の状況について」説明いたします。

この資料は、スポーツの所管に関して、本市と人口規模が同程度である全国の中核市及び神奈川県内の市町村の状況を調査したものをまとめた資料です。

初めに、1、スポーツに関する事務を首長部局が所管している市町村ですが、中核市については、回答のあった46市のうち61%の28市において、市長部局がスポーツに関する事務の全部、または一部を所管しております。神奈川県内の市町村においては、回答のあった31市町村のうち52%の16市町にお

いて、首長部局がスポーツに関する事務の全部、または一部を所管しております。

次に、2、首長部局が所管している場合の根拠法令ですが、中核市については、28市のうち78%の22市で、また神奈川県内の市町村については、16市町のうち81%の13市町において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づく条例を制定し、職務権限を移管した上で学校体育を除くスポーツに関する事務を市長部局が所管をしております。

次に、3、首長部局が所管している主な目的（趣旨・メリット）ですが、中核市、神奈川県内市町村の回答から抜粋したものです。市民生活に関連する市長部局の施策と連携強化を図ることによる効果的な施策の展開、にぎわいづくり、交流人口の創出、高齢者福祉や地域づくりなどより広く市民や地域と協働していくためなどの回答がございました。

資料4の説明は以上です。

次に、資料5「美術館の所管に関する他都市の状況について」ご説明いたします。

この資料は、平成26年度時点の状況を昨年度調査したものでございます。

調査対象は、中核市に所在する市立美術館25館のうち、回答のあった24館及び市内の市立美術館4館となります。

1、博物館法の種別についてですが、中核市では、登録博物館が17館、博物館相当施設が3館、博物館類似施設が4館であり、大半の市立美術館が登録博物館でございました。県内については記載のとおりです。

2、所管部局については、中核市では、教育委員会所管13館、市長部局所管10館でした。ただし、上記の注1にありますように、博物館法では登録博物館の所管は教育委員会であることが要件とされており、上記1の調査結果では、17館が登録博物館でしたが、この所管部局での調査結果は、教育委員会所管が13館となっております。この4館の差は、教育委員会に属する美術館の管理運営等に関する権限を市長部局に事務委任、あるいは補助執行したことにより、実質的に市長部局が行っているためであると考えられます。

次に、3、管理形態についてですが、中核市は市直営の美術館が19館と多数を占めました。

なお、指定管理者制度を導入している5館のうち4館については、いずれも地方公共団体の出資設立した公益財団法人、または一般財団法人でございました。

関係資料の説明につきましては以上でございます。

(吉田市長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご意見やご質問ありましたらお願ひしたいと思います。特になしでも結構ですけれども、せっかくの機会なので、ぜひ、お願ひいたします。

(青木教育委員会教育長)

2点、市長からご提案がありました。

スポーツに関する事務につきまして、職務権限の特例ができましてから約10年、資料にもありますように、市長部局というのはかなり増えてきています。かねてスポーツというのは教育の一環であるということで、長く我が国では行政の一部で、教育委員会が担っていたんだろうと思います。

近年、スポーツというものがまちづくりにいかに影響があるかということを見直されてまいりました。教育の一環という部局で所管をするよりは、やはり行政の大きな一部として、いろんな部局と関係しながらスポーツ行政をしていくということを考えますと、市長部局に移管をするというご提案は教育委員会としてもよしとするかなというふうに私としては思っています。

これから市長部局のほうでどういう組織になるかというのは、私どもが移管をする部局のその後をどうするかこともありますので、市長お考えの機関といいますか、意見をお伺いしながら進めたいというふう思っています。

美術館につきましては、平成26年、一昨年、検討・論議させていただきました。市長からご説明をいただきましたけれども、いましばらく検討の期間をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

(吉田市長)

ありがとうございます。よろしいですか。

森武委員お願ひします。

(森武教育委員会委員)

せっかくの機会ですので、お話しさせていただければと思います。

まず、今回市長からお話のあった2点、スポーツと美術館ということですけれども、スポーツに関しましては、横須賀市では地方教育行政法の特例を使ってということは、今のところは明文化すらされていないと思うのですけれども、ただ一方で、私も市内のスポーツ施設を使わせていただくことがよくあるんですけども、例えばテニスコートであったり、野球場という野外

において行われるスポーツ施設というのは、基本的には教育委員会では所管していないということで、多分公園の中の枠組みとして捉えている。ただ、野球場でほかのことをする人はおらず、基本的には野球すると思いますので、スポーツだと思うのですけれども、実際、施設の体育館、プールを除く、屋外プールを含む屋外の施設というのは、ほとんどは市長部局のほうで管理をされているということですので、教育委員会から市長部局に生涯スポーツ、あるいは体育のほうを移管したときに、余り影響はないのかなという、今のところ私の思いでございますので、一方で野球場とかテニスコート、あるいはそういうのを含めて市長部局で一体管理していただくということは、メリットにつながるというところは、私としては今のところ理解できていますので、そこは今後、今教育委員会のスポーツ課で管理している関係諸団体がありますので、その辺がどこを移管して、どこが学校体育に残るのかとかあると思いますので、その辺検討した上で、十分に実現の可能性があるのではないかと、今お話を伺ったばかりですので、明確にイエス、ノーとは言えませんけれども、前向きに検討してもいいのではないかなというふうに思っております。

あと、美術館に関しましては、2年前いろいろとご議論させていただいた記憶もございますし、その前も市長から、美術館の運営の改革という話をされていて、教育委員会、あるいは教育委員としましては、市長からいろいろいただいたご意見の中で、美術館の運営がかなり変わってきたというイメージは持っております。私自身も7年ぐらい前から委員をしているわけですから、その当時と今の企画を考えたときに、やはり市民の方の幅広い美術に対する企画をということで、年間4回出されている企画展も、結構ジャンルを教育委員会の事務局、あるいは美術館運営課の中で検討されてやられているというイメージがありますので、今後の運営形態に関しましては、2年前のまさに議論になったところを今、昨年度から府内的にということで、教育委員会だけではなくて、市長部局の方にも入っていただいて検討していると思いますので、その検討結果を踏まえて、もう少し長いスパンで引き続き検討していただくという形で、ぜひご議論していただければなというのが私個人としての意見でございます。

以上でございます。

(吉田市長)

ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

(三浦教育委員会委員)

森武委員とほとんど同じ意見なんですけれども、特に美術館に関しましては、あのときも私申し上げたんですけれども、市長部局も教育委員会もそれぞれ別々ではなくて、やはりお互にいいところはアイデアを出し合っていただいて、よい企画をしていただいて、それで大勢の方々が見に来て、また来ようと思う、そういう形をつくっていただくというのが一番いいと、今でも考えております。

以上です。

(吉田市長)

ありがとうございます。

(小柳教育委員会委員)

私は今年度から委員になりましたので、過去の今までの経緯とか、体験としては存じ上げておらないんですけども、いろいろな先生方から教えていただきまして、本当に難しい問題なんだというふうに感じております。

そして、本日、この資料4を見せていただきまして、ちょっと思ったのが、ここの縦3のところに首長部局が所管している主な目的（趣旨・メリット）となっています。デメリットはないのかなということですね。それから、教育委員会が所管していたときのメリットはないのかなと。何かメリットないとか言われると、教育委員としてはとても寂しい思いがいたしますが、そういったことを各ところでご議論いただきまして、忌憚のないご意見をいただいて、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(吉田市長)

ありがとうございます。それではお願ひします。

(荒川教育委員会委員長)

委員の皆さんのが発言なさっていて、私も森武委員、それから三浦委員と一緒に美術館の問題などについてはお話をさせていただいたという経緯から、先ほど森武委員がおっしゃったように、スポーツの部分では、移管については納得できるものがあるんですけども、美術館につきましては、お話し合いの中でやはり学校教育の部分との美術館の今のいい形でのつながりが、どうなるんでしょうかというお話をさせていただきました。

その部分について、やはり教育委員会で今やっているようなことがいい形で残っていたり、さらに発展していくような形の中で残っていくようなこと

を具体的に示していただければ、私もなるほどというふうに思えると感じておりました。ですから、今後のお話し合いの中で、そういったことを含めて、やはりもうちょっとじっくりとお話し合いできたらいいという感想を持っております。よろしくお願ひいたします。

(吉田市長)

ありがとうございました。

多数の委員の皆さんからご発言いただきまして、まずスポーツに関する事務については、全ての委員の皆さんから基本的には前向きな、小柳委員からはデメリットをという、実際大事な観点だと私も思いました。逆に、教育委員会が担っていたメリットが、市長部局に移ることによってデメリットになったりするとやはりいけないだろうと思いましたので、そのような精査は必要だと思いました。

そのうえで、スポーツに関する事務については、ぜひ具体的に行うとなつた場合は、こちらは早いほうがいい案件だと思っていますので、少しスピード感を持って、教育委員の中でご議論いただきたいと思っています。

また、美術館については、私としてはやはり地域の振興、また市民の利用、また幅広い集客、こういった観点で市長部局がぜひ所管するべきだと思っていますが、一方で教育委員会の皆様のご意見としては、その先の姿というの見えにくい中で議論を深めることはなかなか難しいという話を今日もいただきましたので、ぜひこちらの継続的な議論をまたさせていただければと思っております。

それでは、予定していたテーマは以上となるんですが、もしもよろしければ、皆様から今後のテーマとか、総合教育会議そもそものあり方とかご意見があればぜひご発言を自由にいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、建設や土木等の技術者不足について少しお話しさせていただきたいと思います。

実は、市議会定例会でも市内の建設や土木等に携わる技術者の不足ということについて意見をいただきました。実際、市役所の土木技術の職員も、採用について大変困難をきわめています、市内から市役所も含めた地元産業界に人材を輩出していく必要性というのが大変高いという認識をしています。そこで、まず県に対して県立高校のどこかに、こういう土木や建設関連学科の新設をぜひ要望していきたいと思っています。

またもう一つ、教育委員会の皆さんに関わる話として、市内唯一の市立高校の総合高校について、この総合高校で、現在、関東学院大学と技術関係、工学部等を中心とした連携が既にスタートしていると承知をしていますが、

ぜひ生徒のキャリア教育ということに力を入れていただいて、地元産業界への人材輩出の役割というのもも担っていただきたいと思っています。

今、平成26年度に検討委員会からいただいた答申があり、その答申に基づいて総合高校の改革が進められていると承知をしていますけれども、ぜひその中で建設や土木の技術職の技術者輩出という観点で、積極的に検討していただければと思っています。

教育長からご意見いただけますか。

(青木教育委員会教育長)

事務局といたしましては、今市長のご提案のお話は、議会からもいただいているので、既に学校長を含めまして、そんな時間の猶予を持たず、何か手立てを講じたいと思って動いておりますので、ご報告ができますことがあれば報告させていただきます。

(吉田市長)

ありがとうございます。

今の件や、他の件でも結構ですが、何かご意見あればお願いします。

(森武教育委員会委員)

今、市長からございました建設土木の技術職の方の人材不足という話です。私も理工系の大学教育をしている者といたしましては、やっぱり技術者全体に対して、余り夢を持てないのかわかりませんけれども、希望をする方が減っているという現状があって、その中で多分土木系、建設系でも同じことが起こっているのかなという認識を持っております。

それで、市立の総合高校としては、横須賀市で市立の唯一の高校なので、さまざまな要望が出るのも理解していますし、要望を聞いているのを私も理解しているのですけれども、学校は一つしかございませんので、全てのことを生かすというのは難しいところも正直あるのではないかなと思っています。

それで、私自身も要望することもありますけれども、なかなか今の学校の構成から難しいこともあったりするのです。もちろんその話を受け入れませんとかそういう話ではないのですけれども、現実問題として、どういうことを求めて、どういうことができるのかというのは、もちろん教育長がお話ししたとおり、検討を進めているとは思うのですけれども、必ずしもご要望された方のご要望どおりになるかというのは、なかなか難しいところがあるのではないかなと思いまして、余り公の場で方向性が決まっていくと、何か無理やりでもしなきゃいけないというふうに現場が思って、それで現場が無理

に動かしてしまうと、それが結果的には総合高校に進学された生徒さんのためにならないこともありますので、生徒のことを考えながら、中身はできる範囲を考えるということでいいのかなと、その辺ちょっとすみません、何か余りいい話じゃないかもしませんけれども、お話しさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

(吉田市長)

やはり唯一の市立高校というものに対する期待が高いことは事実でございまして、確かに一つしかないからこそできないこともたくさんあるというのは踏まえなければいけないとは思いましたけれども、市立高校ならば、この一校ならば、こうあってほしい、あんなってほしい、特に建校して10年以上たった中で、特徴ある学校にぜひしていってほしいという声がたくさん届きますので、現場の考え方ももちろん踏まえて議論いただければと思います。

ほかに何かありましたら。よろしいですか。

(各教育委員会委員)

－意見等なし－

(吉田市長)

それでは、特にはううないので、以上で予定した案件、そしてその他の案件も全て終了いたしました。

最後に一言だけ申し上げたいと思います。本日の議事として定めさせていただきました「中学校の昼食のあり方について」に関しては、先ほどご異議等もありませんでしたので、横須賀市では、全員喫食による完全給食を実施していくという基本方針を決定させていただきました。

重ねてになりますけれども、これを7つの行動方針と行動計画とあわせて実現していくためには、市長部局、そして教育委員会、やはり呼吸を一つに合わせて取り組んでいかなければいけない。何よりも、食育という観点も踏まえて、子どもたちの未来ということで、ぜひ一致団結して、こちらの実現に向けて取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、その他の件につきましても、活発なご議論をいただきまして、今後、教育委員会の中でも議論を深めていっていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総合教育会議を終了させていただきたいと思います。傍聴にいらしていただいた皆さんにも重ねてお礼を申し上げます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

5 閉会及び散会の時刻

平成 28 年 7 月 8 日 (金) 午前 10 時 45 分